

## 様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 3 年 5 月 1 日 至 令和 4 年 4 月 30 日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 近藤内科
- ①  財団  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり)  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 岡山県岡山市東区瀬戸町宗堂 597 番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 11 年 6 月 22 日
- (4) 設立登記年月日 平成 11 年 7 月 8 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	近藤 英明	
理 事	近藤 英輔	
同		
同		
同		
同		
監 事	近藤 千恵	
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	病院		一般病床 療養病床 [医療保険] [介護保険] 精神病床 感染症病床 結核病床
診療所	医療法人近藤内科 【市（町、村） から指定管理者 として指定を受 けて管理】	岡山県岡山市東区瀬戸町宗堂 597 番地	一般病床 療養病床 19床 [医療保険] 19床 [介護保険] 0床
介護老人 保健施設	園		入所定員 通所定員

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について  
は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の  
それぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

## (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
指定居宅介護支援事業所 「さくら苑」	岡山県岡山市東区瀬戸町宗堂 597 番地	
認知症対応型共同生活介護 「グループホーム宗堂さくら 苑」	〃	
通所介護 「デイサービスセンター宗堂さ くら苑」	〃	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に  
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業		
料理品小売業		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 6月 19日 令和 2年度決算の決定  
令和 年 月 日 定款の変更  
令和 年 月 日 社員の入社及び除名  
令和 年 月 日 理事、監事の選任、辞任の承認  
令和 年 月 日 令和 年度の事業計画及び収支予算の決定  
" 令和 年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和 年 月 日 病院開設許可（平成 年開院予定）  
令和 年 月 日 診療所開設  
令和 年 月 日 訪問看護ステーション 開設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関  
令和 年 月 日 小児救急医療拠点病院  
令和 年 月 日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) その他の

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

## 様式2

法人名 医療法人 近藤内科  
 所在地 岡山県岡山市瀬戸町宗堂597

※医療法人整理番号 〇〇723

財 産 目 錄  
 (令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額	306,780 千円
2. 負 債 額	205,607 千円
3. 純 資 産 額	101,172 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	237,221
B 固定資産	69,558
C 資産合計 (A+B)	306,780
D 負債合計	205,607
E 純資産 (C-D)	101,172

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借) )
建 物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借) )

## 様式3-1

法人名 医療法人 近藤内科

所在地 岡山県岡山市瀬戸町宗堂597

※医療法人整理番号 〇〇723

## 貸借対照表

(令和4年4月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	237,221	I 流動負債	203,026
現金及び預金	9,581	買掛金	3,697
事業未収金	34,778	未払金	4,635
たな卸資産	3,402	未払費用	4,118
前払費用	738	未払法人税等	71
その他の流動資産	188,720	預り金	1,917
II 固定資産	69,558	その他の流動負債	188,586
1 有形固定資産	26,637	II 固定負債	2,580
建物	24,304	その他の固定負債	2,580
構築物	741	負債合計	205,607
その他の器械備品	278	純資産の部	
車両及び船舶	1,313	科目	金額
2 無形固定資産	2,661	I 出資金	5,000
借地権	2,514	II 積立金	96,172
その他の無形固定資産	146	繰越利益積立金	96,172
3 その他の資産	40,259	III 評価・換算差額等	0
有価証券	540	純資産合計	101,172
その他の固定資産	39,719	負債・純資産合計	306,780
資産合計	306,780		

法人名 医療法人 近藤内科

所在地 岡山県岡山市瀬戸町宗堂597

※医療法人整理番号 00723

損 益 計 算 書

(单位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	226,303
2 事業費用	
(1)事業費	226,205
(2)本部費	0
本来業務事業利益	226,205
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
収益業務事業利益	0
	98
	事業利益
II 事業外収益	
受取利息	20
その他の事業外収益	2,671
	2,692
III 事業外費用	
支払利息	72
その他の事業外費用	4,887
	4,959
	経常損失
IV 特別利益	
固定資産売却益	127
その他の特別利益	35
	162
V 特別損失	
固定資産売却損	0
その他の特別損失	0
税引前当期純損失	2,005
法人税・住民税及び事業税	74
法人税等調整額	0
当期純損失	74
	2,080

## 様式5

# 監事監査報告書

医療法人 近藤内科  
理事長 近藤 英明 殿

私は、医療法人近藤内科の令和3年会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月20日

医療法人 近藤内科  
監事 近藤 千恵